

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

—アジア環境法規制レポート— 特別版

『中国におけるRoHS等の法規動向と SGS社の活動について』

SGS ジャパン(株)

C&P 化学物質管理部 兼 事業開発部 マネージャ

Ph.D. 松本 宇生 (まつもと たかお)

今月は、連載「アジア環境法規制レポート」でおなじみのSGS松本氏へのインタビュー取材を試みました。北東アジアを中心としたSGSグループの活動や松本氏の取り組みについて、そして改訂中国版RoHSの中身をはじめとした化学物質規制の動向について、また中国でビジネスを行う際の考え方について等々、多岐にわたるテーマに回答いただいております。中国における化学物質管理に関心をお持ちの方はぜひご一読ください。

SGSの活動について

—— 月刊 化学物質管理に毎月連載をいただいております、ありがとうございます。今月号では「アジア環境法規制レポート」の特別版として、松本様にインタビューをさせていただきたいと思っております。RoHSをはじめ、このところ中国において化学物質規制が活発に動いておりますので、解説と情報整理をお願いできましたら幸いです。

松本 本日はこうした機会をいただきありがとうございます。こちらこそどうぞよろしくお願いたします。

—— まずはじめに、SGS様、松本様ご自身について紹介をいただけますでしょうか。

松本 承知しました。われわれSGSグループですが、世界最大級の試験・検証・認証(TIC:Testing, Inspection and Certification)機関として営業させていただいております。フランスのルーアンで穀物出荷検査所として誕生し、そこから鉱物、食品、電気電子、化学工業・・・等々、さまざまな分野に業務を広げていき、現在では、武器と違法ドラッグ以外は世界中のありとあらゆる製品の試験・検証・認証に携わっていると自負しています。

本社はスイスのジュネーブに置いています。150カ国に2,600カ所を超える関係関連会社・事務所を構えており、世界で10万人程の従業員が働いています。最近ではインド、東南アジア諸国、アフリカなどの問い合わせも増えてきていますが、そちらも現地にスタッフが常在していて、現地の法規制などをしっかりと情報収集しています。

なお、SGSの事業部は現在5つの分野に分かれています(図表1)。わたしの所属しているC&PというのはConnectivity & Productsのことで、日用品、電子電機製品、あるいは洋服関係の検査認証を行う部隊です。このなかで、わたしは製品含有化学物質の検査にかかわっています。SGSの試験・検証・認証の業務内容は多岐にわたりますが、化学物質管理の分野に限っても、RoHSやREACH SVHCなど製品含有化学物質の検査はもちろん、サプライヤー様の製品含有化学物質管理・運用の支援や監査、監査基準としては、例えば日本ではJAMPのガイドラインに従った管理・運用ができていくなどの監査も行っています。

つづいて北東アジアの活動をご紹介しますと、日本が300名程、韓国が870名程、台湾が3,100名程、中国が15,000名程の従業員を擁しています。加えて、香港に1,000名程、モンゴルに200名程の従業員を配置しています。日本のSGSジャパンは、横浜に本社があり、名古屋、大阪、福岡にも拠点を設けています。検査に関してですが、国内だけではキャパシティが足りない分については、台湾、韓国、中国のSGSへ外注をお願いするという関係性にあります。去年から、SGSジャパン受付で海外SGSへ試験依頼ができるスキームを立ち上げました。現在、海外SGSと直接やり取りをしているお客様も多いと思いますが、コミュニケーション、お支払い、価格等の面で十分にメリットがありますので、ぜひご検討いただければ幸いです。当サービスの立上げから1年ですが、既に200社近いお客様がご利用くださっています。

北東アジアで最大規模なのはSGS中国ですが(図表2)、中国標準技術開発公司という国家標準(GB)等の制定にもかかわる政府系機関との合資で設立されました。外資系の第三者試験・認証機関としては、中国で一番はじめに活動を開始しています。上海、天津、広州、

SGSの5つの事業部



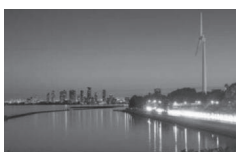
Connectivity & Products

- 軽工業
- ・ 家具、調理器具
 - ・ 工具
 - ・ 玩具
 - ・ 学生用品
 - ・ 自転車
 - ・ 輸送、梱包
- 繊維
- ・ 衣類、靴、鞆
 - ・ インテリア
- 電気電子
- ・ 家電、車載電子
 - ・ 医療用機器
 - ・ 環境負荷物質



Health & Nutrition

- ライフサイエンス
- ・ 医薬品
- 農業、畜産
- ・ 農産物
 - ・ 穀物
- 食品
- ・ 食料品
 - ・ 農林水産品
 - ・ 健康食品
 - ・ GMP、FSSC、HACCP、ハラール
- 化粧品
- ・ 化粧品
 - ・ 衛生用品



Industries & Environment

- エネルギー
- ・ 原子力、火力、風力、水力、再生可能エネルギー
- 建設
- ・ ビル、橋梁、建築材料
 - ・ 交通インフラ
 - ・ プラント
- 工業
- ・ 産業機械
 - ・ 輸送・交通(鉄道、船舶)
 - ・ 航空宇宙
 - ・ 校正
- 環境
- ・ 大気、水、土壌
 - ・ 環境DD
 - ・ EHS(環境、衛生、労働安全)
 - ・ 海洋調査、バラスト水



Natural Resources

- 自然資源
- ・ 化石燃料
 - ・ 燃料調査、検量(航空・船舶燃料、ガソリン)
 - ・ 化学薬品、化学肥料
 - ・ 鉱物
 - ・ 金属
 - ・ 非鉄金属



Knowledge

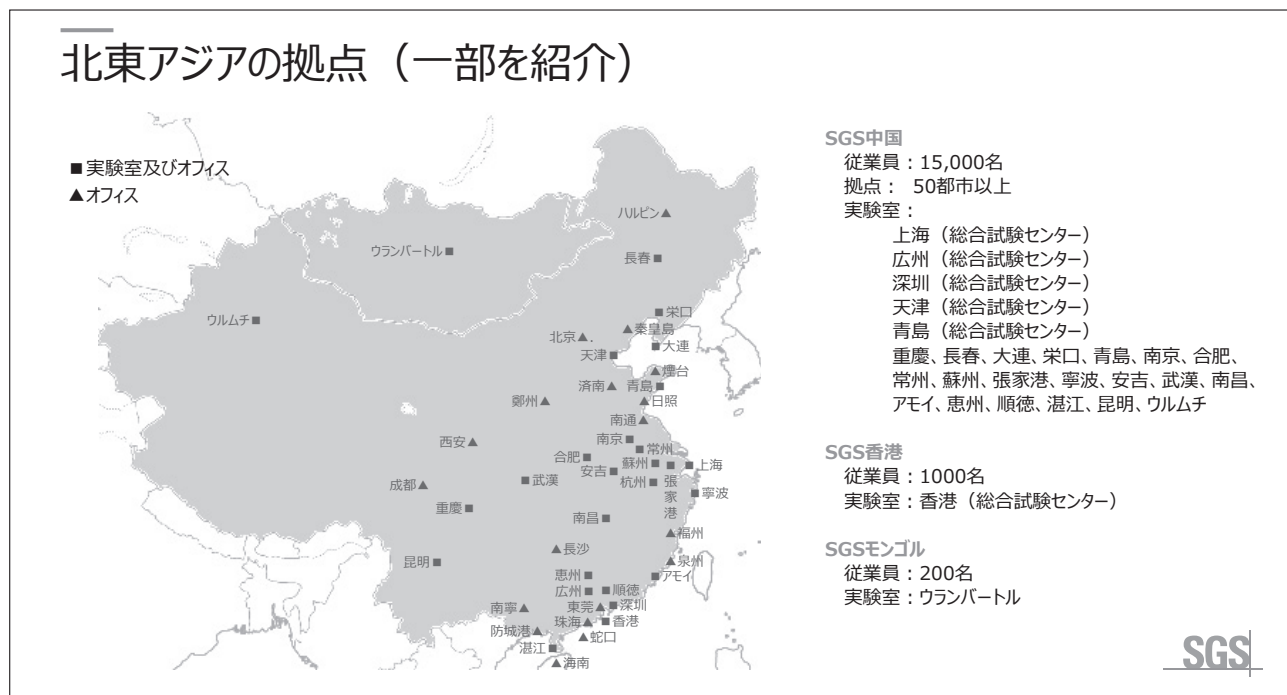
- 認証、監査
- ・ ISO、IATF
 - ・ CSR(社会責任)
 - ・ GHG(温室効果ガス)
 - ・ FSC(森林)
 - ・ カーボンニュートラル
 - ・ サステナビリティ
 - ・ 二者、三者監査
- 研修
- ・ ISO研修
 - ・ 試験、検査、ラボ研修
 - ・ 技術コンサルティング



図表 1

深圳、青島に主要なラボを配していて、上海だけでも一日に何万件もの検体を処理しています。試験機関というと、分析機器を数台並べてこじんまりと操業しているイメージを持たれているかもしれませんが、実際

にはLC/MSやGC/MSなどが数百台並べられた大きな部屋が幾つもあり、その中央をロボットがサンプルを運んでいるという、分析工場といってもよいような光景が広がっています。



図表 2

松本氏のプロフィール

—— 松本様も、もともとはSGS中国のご所属でいらっしゃいましたね。

松本 はい。わたしはSGS中国に入社をしています。そこから紆余曲折を経て、2021年7月から中国市場における試験/認証ビジネスのプロジェクトマネージャーとして日本にやってきました(図表3)。そして今年からは、現在の所属であるC&P化学物質管理部兼事業開発部を見させていただいています。業務内容としては先程申し上げたようなところです。

社外活動にも取り組んでいまして、こちらにあるようにSEAJ内の環境情報専門委員会における今期の委員長業務をはじめ、SEMI Japanのサプライチェーンマネジメント委員会、JAMPのchemSHERPA普及委員会(中国

やタイ、ベトナム、インドネシア等での普及活動です)に参画したり、中国にいた頃は、上海日本商工クラブ内の化学品法制分科会の運営委員としても活動をしていました。また、もともと研究職であったという経緯もあるものですから、中国に渡ってからも、科学技術部や大学でのプロジェクトにもかかわってきました。

—— 現在は日本でのご勤務をなされていますが、日頃からアジアを飛び回っていらっしゃいますね。先週もホーチミンからメールをいただきました。

松本 はい。主にアジアを中心に活動いたしております。ありがたいことに、そういうご縁もあって月刊化学物質管理にも「アジア環境法規制レポート」を連載させていただいているという次第です。

特集

中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例・リスト」

～規制内容のポイントから、今後懸念される影響まで～

コニカミノルタ(株)

法務部 貿易グループ グループリーダー 部長

久嶋 省一(くしま しょういち)

1. 中国の輸出管理制度の特徴

1.1 はじめに

本稿の執筆にあたり、読者の方々は安全保障輸出管理の専門家ではないものと想定させていただく。読者の方々が化学物質やそれらを加工した素材・原材料、天然資源などを中国から輸出する、あるいは中国産のそれら産品を取り扱うのに際し、両用品目輸出管理条例を中心とする中国の輸出管理制度の整備がどのような影響を与えるか、またその可能性があるかをお伝えすることを目指したい。従い、安全保障輸出管理の専門家やソフトウェアや先端技術の輸出管理についてご興味をお持ちの方からすると、内容に不十分な点があるものと思われるが、その点、ご理解をいただきたい。

1.2 輸出管理制度について

1.2.1 両用品目の輸出管理制度とは

「両用品目」というのは“軍民両用”、すなわち、“軍事用途でも民間用途でも使用できるもの”という意味である。中国独自の概念ではなく、例えば、日本の経済産業省の安全保障輸出管理に関するWebサイトでは、「安全保障輸出管理とは」として、「武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれ

のある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み(国際輸出管理レジーム)を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っています」と説明している。つまり、武器そのものだけでなく、武器の設計・製造などに利用可能な、部品・原材料、設計・製造用設備、それらに関連するソフトウェアや技術情報の輸出に際し、それらが軍事用途に悪用されないように輸出先での用途や輸出先を選別(武器の製造メーカーを避けるなど)して管理することが両用品目の輸出管理だと理解いただくとよいだろう。

尚、諸外国の輸出管理制度においては、武器と両用品目を一つの法制度の中で規制する場合が多く、武器と両用品目を総称して「戦略物資」と称する場合もある。

* 参考(経産省Webサイト):

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/gaiyou.html>

1.3 両用品目輸出管理条例導入の経緯と背景

1.3.1 中国における輸出管理制度導入のはじまり

2004年4月に採択された国連安保理決議第1540号により、国連加盟各国は、大量破壊兵器(核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル)の拡散を防止するために輸出管理制度を整備することが求められた。

これを受けて、中国においても、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発製造やこれらの運用(使用)に用いられる「両用品目」や関連技術の輸出を規制するための条例が整備された。核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの各品目に対応し、核輸出規制条例及び核両用品目及び関連技術輸出規制条例、特定化学品及び関連設備・技術輸出規制規則、生物両用品目及び関連設備・技術輸出規制条例、ミサイル関連品目及び技術輸出規制条例などの諸規則が整備され、それぞれ関連する国際レジームで決定された規制品目を中国においても規制をする国際協調型の輸出管理制度が施行された。

また、多くの条例により分野毎に規制品目を定めており、輸出者への便宜を図るため、これら各条例による輸出及び輸入規制対象品目を一つのリストにまとめた「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト」が毎年年末に公表されている。

尚、国際的に見れば、通常兵器(戦車や戦闘機など)の開発や製造などにも利用可能な両用品目を規制の対象とする国際レジームである「ワッセナーアレンジメント」が存在するが、国連安保理決議 1540 号が各国に規制を求めたのは大量破壊兵器関連のみであったこともあり、中国はワッセナーアレンジメントには参加していない。このためもあり、中国の輸出管理制度においては、通常兵器の開発・製造などに用いられる可能性のある両用品目が規制対象になっておらず、中国に進出した日本企業が中国の輸出管理制度の適用を受けるケースが極めて限られることとなった。また、中国の現地企業においても、日常的な輸出活動において中国政府から輸出許可を取得する必要性が生じるケースは限られていた。

1.3.2 輸出管理法の整備から両用品目輸出管理条例の導入まで

一方、中国では長らく輸出管理制度というと、欧米や日本が中国向けに規制を行うこと(対華出口管制)に関し取り上げられることが多く、これら諸外国の輸出

規制が中国の発展を阻害するものとして報じられてきた。このため、中国は諸外国の輸出管理制度を精緻に分析し、2015年から2017年ごろにかけて多数の研究成果が商務部国際貿易合作研究院(CAITEC)のWebサイトにて公開されていた。残念ながら現在は全て削除されているが、特に米国の輸出管理制度や制裁制度については多くの論文が掲載され、米国の諸制度が、自国の政策の影響力を海外に及ぼす手段として機能している点に着目すると共に、中国においても国連安保理決議に従った輸出規制を行うだけでなく、国家安全保障の観点から総合的な輸出管理・対外制裁制度を導入するよう提言されていた。

この流れに沿って、2017年に中国における新しい輸出管理の基本法として「輸出管理法」の法案が公表され、2020年に施行された。

輸出管理法は、上述のように国際社会に協調して大量破壊兵器の不拡散を行うだけでなく、中国の国家安全保障戦略の手段として整備され、その制度設立の趣意書にはレアメタルやレアアースに関する輸出規制も行いうることが記載されており、その後のガリウム・ゲルマニウム等の輸出規制発動につながる考えが示されていた。

ただ、輸出管理法は中国における輸出管理制度の基本法であり、規制品目のリストや輸出許可を取得するための手続き等は定められていなかった。このため、輸出管理法を実際に執行・運用していくための、下位規則が必要であり、2020年に「両用品目輸出管理条例」が公表され、その後、2024年12月1日より施行された。

これに合わせて規制対象品目を定める「両用品目輸出管理リスト」が公表されると共に、同条例に基づく制裁対象者リストにあたる「輸出管理規制ユーザーリスト」が公表された。

輸出管理法、両用品目輸出管理条例などの全文やその日本語訳は、一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC)のWebサイトにて、一般向けにも公開されているので活用いただきたい。次の二つのURLよ



EUDR (EU 森林破壊防止規則) への企業の対応

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士 川端 健太 (かわばた けんた)
弁護士 平田 亜佳音 (ひらた あかね)

EUDRはEU市場で販売される特定の製品が森林破壊に関与していないことを証明する規則です。米国における第2次トランプ政権の動きをはじめ、環境政策の推進に一定の揺り戻しも見られる昨今とはいえ、地球上の森林を劣化や減少のリスクから保護するという観点からは非常に画期的な規則といえます。この規則への対応を求められる企業にとっても、持続可能な製品への需要が高まる世界の中で、サプライチェーンにおけるトレーサビリティの強化や生産国での法令順守への取り組みを通じて、競争力の強化をはかることができるというメリットがあります。とはいうものの、やはりサプライチェーンにおける情報調査や詳細なデューデリジェンス対応のための負担は小さいものではありません。規則の適用が一年延期された背後には、そうした事情も窺えます。4月号では、川端弁護士、平田弁護士のお二人にこの規則の要旨をまとめていただきました。こちらで全体像を把握した後、記事でも紹介されているガイダンスやFAQ等をご参照くだされば、さらに理解が深まるのではないかと思います。

はじめに

欧州委員会は、2024年10月2日、同年12月30日から適用開始が予定されていたEU森林破壊防止規則 (Regulation on Deforestation-free Products、以下「EUDR」という) について、適用開始を1年間延期する提案を行い、同年12月に合意された。

また、欧州委員会は、適用時期の延期とともに、規則の解釈等に関するガイダンス¹⁾(以下「ガイダンス」という)、FAQ²⁾の更新版(54のQを更新し、130のFAQを掲載。以下「FAQ」という)及び国際協力フレームワーク³⁾を公表した。

本稿では、EUDRの12か月間の適用延期及び上記ガイダンス等の公表を受けて、EUDRの適用に対する企業の対応のため、改めて確認しておくべき主要な点を解説する。

1. EUDRの目的と背景

1990年代以降、違法伐採対策についての国際的な議論が進められてきた。1998年のG8バーミンガムサミットではG8森林行動計画が合意され、主要な木材消費国を中心とした違法伐採対策の取組が本格化した。また、2015年の国連サミットにおいて採択さ

～ 各社の化学物質管理 ～

第 99 回

住友電工ツールネット株式会社における
化学物質管理と超硬合金のリサイクルシステム

住友電工ツールネット(株) 環境・資源営業部
部長 村上 禮三(むらかみ れいぞう)

筆者は、当社へ2024年1月に着任する前までの約4年間、切削工具部門の製造側で製品含有化学物質管理委員を担当し、その間に、部門の製品含有化学物質管理規定・品質保証体系図の策定と委員会体制での運用・定着の推進、輸入する超硬原料と社内で合成する光学レンズ材料(ZnSe)の化審法届出、当社の顧客を含め、住友電工ハードメタル製品を購入いただいている顧客からの製品含有物質調査報告依頼への調査報告書や光学部品のchemSHERPA-AIデータでの対応などを経験してきた。当時からの認識を踏まえ当社における化学物質管理と、当社で扱っている超硬合金のリサイクルシステムについて報告する。

1. 住友電工ツールネット株式会社の事業紹介

当社は住友電工ハードメタル株式会社が製造する超硬工具の代表製品「イゲタロイ」、ダイヤモンド・CBN工具「ス

ミダイヤ」「スミポロン」を始め、金属加工分野では欠かすことのできない様々な工具や周辺製品などを販売する専門商社として45年の歴史を持つ住友電気工業株式会社(住友電工)100%出資の会社である。

当社には住友電工グループを始めとする様々なメーカーと一体になり、地域に密着した国内の15販売拠点だけでなく住友電工の欧米・アジア等への出向社員を含め約200人が在籍している。生産現場の多様なニーズにお応えするべく「情報や技術ネットワーク」の機能を高め、「メーカーの技術と商社の提案力を兼ね備えた総合工具専門商社」として新製品・新技術の発掘と提供に日々尽力しながら、顧客満足を生み出すフルサポートの体制(図表1)を実現し、自動車業界、航空宇宙、家電・IT、インフラストラクチャー関連などの製造業を支えている。

当社では、前述の住友電工ハードメタル株式会社で製造する工具以外にもハイス工具、ツーリング工具、ロウ付け工具、砥石を含むダイヤモンド工具、コー

月刊

化学物質 管理

Vol.9
2024.8~2025.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)
ISSN：2424-1180

★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応する
のに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く!

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構